

「新しい県総合計画」答申（原案）に関する意見募集について

県では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に引き続き取り組んでいくため、「新しい県総合計画」を策定することとしております。

つきましては、1月26日（月）に開催された茨城県総合計画審議会において取りまとめられた「新しい県総合計画」答申（原案）について、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様から意見を募集することとしておりますので、お知らせいたします。

なお、「新しい県総合計画」答申（原案）につきましては、県計画推進課ホームページ（2月11日（水）掲載予定）をご覧ください。

記

1 募集期間

令和8年2月11日（水）から令和8年2月25日（水）まで

2 公表する資料

(1) 「新しい県総合計画」答申（原案）の概要

(2) 「新しい県総合計画」答申（原案）

※閲覧資料が期間中に変更になった場合は、計画推進課ホームページ等でお知らせいたします。
あらかじめご了承ください。

3 資料の閲覧方法

(1) インターネット

茨城県のホームページに掲載（2月11日（水）掲載予定）

【URL】

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/seisaku/kikaku1-sogo/shinkeikaku/pabliccomment/260211.html>

(2) 紙による閲覧

茨城県政策企画部計画推進課（水戸市笠原町 978-6 県庁舎 10 階南側）

茨城県行政情報センター（水戸市笠原町 978-6 県庁舎 3 階）

県北県民センター県民福祉課（常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内）

鹿行県民センター県民福祉課（鉾田市鉾田 1367 番 3 鉾田合同庁舎内）

県南県民センター県民福祉課（土浦市真鍋 5 丁目 17 番 26 土浦合同庁舎内）

県西県民センター県民福祉課（筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内）

茨城県立図書館（水戸市三の丸 1-5-38）

4 ご意見の提出方法

任意の様式により、表題に「『新しい県総合計画』答申（原案）に関する意見」と明記し、下記の（１）～（４）を記載したうえで、郵送、FAX、Eメール、いばらき電子申請・届出サービスのいずれかの方法により、（５）の提出先まで提出してください。

（１）氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

（２）住所

（３）電話番号

（４）意見（意見ごとに下記事項を記載）

- ・「新しい県総合計画」答申（原案）に関する意見の該当箇所（ページ・目次項目等）
- ・意見及びその理由（意見の根拠となる出典等があれば添付又は併記）

（５）提出先

（ア）郵送による場合 ※令和８年２月２５日（水）必着

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 茨城県政策企画部計画推進課総合計画グループあて

（イ）FAXによる場合 ※令和８年２月２５日（水）必着

FAX番号：029-301-2539 茨城県政策企画部計画推進課総合計画グループあて

（ウ）電子メールによる場合 ※令和８年２月２５日（水）必着

Eメールアドレス：kikaku2@pref.ibaraki.lg.jp 茨城県政策企画部計画推進課総合計画グループあて

※件名に「『新しい県総合計画』答申（原案）に関する意見」と記載してください。

（エ）いばらき電子申請・届出サービスによる場合 ※令和８年２月２５日（水）23時59分〆切以下のURL又は２次元コードからアクセスし、必要事項を入力してください。

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=83622

【２次元コード】



5 注意事項

（１）電話でのご意見は受け付けておりません。

（２）ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

（３）ご意見の提出は日本語に限らせていただきます。

（４）募集期間内に到着しなかったもの、上記の意見提出方法に沿わない形で提出されたもの及び次の内容が含まれるものは、無効といたします。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷する内容
- ・個人や特定の団体のプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法令に反する意見、公序良俗に反する行為又は犯罪的行為に結び付く内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

（５）募集期間内であっても、土・日曜日、祝日は、資料閲覧場所が閉庁している箇所があり、資

料を閲覧できない場合があります。あらかじめご了承ください。

6 ご意見に関する取扱い

お寄せいただいたご意見については、当課でとりまとめのうえ、ご意見に対する県の考え方を付したうえで、後日、計画推進課ホームページ、計画推進課、行政情報センター、各県民センター、県民福祉課及び県立図書館で公表するとともに、最終案を作成する参考とさせていただきます。

なお、ご意見をお寄せいただいた方の氏名（団体名）、住所、電話番号等の個人・法人情報は公表いたしません。

【お問い合わせ先】

政策企画部計画推進課 総合計画担当

（担当：阿部、古山）

電話：029-301-2523（直通） 内線 2521

茨城県総合計画（答申原案）の概要

計画期間 4年間／2026～2029年度

第1部 将来構想

第1章 時代の潮流と茨城のポテンシャルの更なる発現・磨き上げ

第1項 時代の潮流

- ◆ 加速する人口減少や超高齢社会への対応
- ◆ 気候変動や大規模災害リスクへの対応
- ◆ 飛躍的に進化するデジタル技術がもたらす社会変革
- ◆ 多様な価値観が存在する社会における「幸福」の追求
- ◆ 不確実性かつ厳しさを増す国際情勢と経済への対応
- ◆ 多様性を力に変える社会の進展
- ◆ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

第2項 茨城のポテンシャルの更なる発現・磨き上げ

- ◆ 都市的な生活と豊かな自然を活かした茨城ならではの発展へ
- ◆ 全国をリードし、世界へ羽ばたく農林水産業へ
- ◆ 地域資源の磨き上げ・発信強化による魅力あふれる茨城へ
- ◆ 科学技術や産業の集積等を活用し、将来を担う産業の創出へ
- ◆ 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進

第2章 人口の展望

【人口の推移】2000年：299万人（頂点） 2020年：287万人
【人口見通し】2035年：263万人 2050年：241万人

※人口見通しは、企業誘致による働く場の確保などの施策を講じることを踏まえた見通し

第3章 茨城の将来像

第1項 基本理念

活力があり、県民が日本一幸せな県

加速する人口減少時代においても、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に挑戦します。



第2項 茨城のグランドデザイン（2050年頃）

(1) 茨城の将来像

<豊かで経済力のある社会>

- 強みの磨き上げ・競争力の強化と、未来を切り拓く発展
- 「差別化」による茨城ブランドの確立と、世界における存在感の高まり

<安心安全につながる生活基盤>

- 地域社会と革新的技術で支える安心安全な暮らし
- 持続可能なインフラで支える安心安全な社会

<多様な人財が活躍できる社会>

- グローバル社会で活躍する“茨城そだち”の人財
- 郷土に愛着と誇りを持ち、住民自治を実践する人財
- ダイバーシティ社会の形成

(2) 茨城の発展を支えるインフラ

<道路・鉄道・公共交通機関等>

- ◆広域交流と地域間連携を支えるネットワークの構築
- ◆東京都心とのアクセス向上と、東京圏を中心とした経済圏・生活圏の県内への拡大

<港湾・空港>

- ◆産業を支え国内外と夢をつなぐ首都圏のニューゲートウェイ

<暮らしを支えるインフラ>

- ◆県民の命と財産を守るインフラの整備・長寿命化

第3項 地域づくりの基本方向

◆基本的な考え方

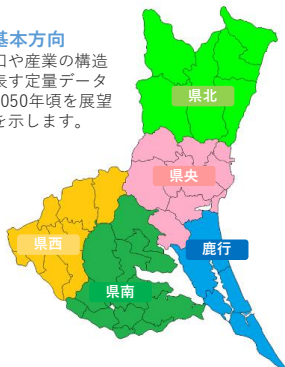
- (1) 地域が自主的・主体的に考える地域づくり
- (2) 各地域の特色を踏まえた地域づくり
- (3) 最先端技術を積極的に活用した地域づくり
- (4) 広域交通ネットワークを活用した交流の盛んな地域づくり

◆地域区分

地域の特性や課題を共有し、一体的な地域づくりを効果的に推進する観点から、県内を5つの地域（県北、県央、鹿行、県南、県西）に区分

◆地域区分毎の基本方向

地域区分毎に、人口や産業の構造など地域の概況を表す定量データと、現状と課題、2050年頃を展望した目指す将来像を示します。



第2部 計画推進の基本方針

- ◆ 県民幸福度No.1への挑戦
- ◆ 県民の皆様とともに挑戦する「新しい茨城」づくり
- ◆ 未来を展望した政策展開
- ◆ 戦略的な行財政運営
- ◆ 目標実現に向けた政策の効果検証・改善の徹底



第3部 基本計画

第1章 基本的な考え方

「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、4つの視点により、4つの「チャレンジ」を推進します。特に、「差別化」「インフラへの投資」「多様な人財が活躍できる社会の実現」の3つの取組を重点的に進めます。

4つのチャレンジ

「新しい豊かさ」へのチャレンジ

「新しい安心安全」へのチャレンジ

「新しい人財育成」へのチャレンジ

「新しい夢・希望」へのチャレンジ

重点的に進める3つの取組

本県に他地域にはない特長をつくるための「差別化」

本県の将来の発展を見据えた「インフラへの投資」

「多様な人財が活躍できる社会の実現」

政策・施策を展開する4つの視点

○挑戦できる環境づくり ○高付加価値体質への転換 ○国内外から選ばれる茨城 ○誰一人取り残さない社会づくり

第2章 4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり

4年間に挑戦する政策・施策・取組等を総合的かつ体系的に示します。

「新しい豊かさ」へのチャレンジ

- 1 質の高い雇用の創出
- 2 新産業育成と中小企業等の成長
- 3 強い農林水産業
- 4 世界に飛躍する茨城
- 5 自然環境の保全・再生

「新しい安心安全」へのチャレンジ

- 6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉
- 7 健康長寿日本一
- 8 障害のある人も暮らしやすい社会
- 9 安心して暮らせる社会
- 10 災害・危機に強い県づくり

「新しい人財育成」へのチャレンジ

- 11 次世代を担う「人財」
- 12 魅力ある教育環境
- 13 日本一、子どもを産み育てやすい県
- 14 多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会
- 15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会

「新しい夢・希望」へのチャレンジ

- 16 魅力発信No.1プロジェクト
- 17 ビジット茨城～新観光創生～
- 18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城
- 19 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- 20 活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

第4部 「挑戦する県庁」への変革

将来構想に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた全ての施策展開を支える基盤として、今後の4年における行財政運営の主な取組等を示すものです。

第1章 基本的な考え方

- 1 行財政運営の現状
・職員数の状況・財政状況
- 2 変革の必要性
- 3 基本方針と取組の柱
・基本方針と基本姿勢・取組の柱

第2章 「挑戦する県庁」に向けた取組

取組毎に実施する政策・施策・主な推進方策等を示します。

基本方針	未来に希望の持てる新しい茨城づくりに向けて「挑戦する県庁」への変革
基本姿勢	県民本位 ▶「県民のためになっているか」を常に考え、政策を実行します。 積極果敢 ▶横並び意識を打破し、失敗を恐れず積極果敢に挑戦します。 選択と集中 ▶目的を見据えて選択と集中を徹底し、経営資源を最大限効果的に活用します。
取組の柱	取組Ⅰ 挑戦できる体制づくり 1 「人財」育成と実行力のある組織づくり 2 スマート自治体の実現に向けたデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 3 働き方改革の推進 4 多様な主体と連携した県政運営 取組Ⅱ 未来志向の財政運営 1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立 2 出資団体改革の推進